

基本合意書

高槻市（以下「甲」という。）と学校法人関西大学（以下「乙」という。）は、乙が高槻市内のＪＲ高槻駅北東地区において、新たな教育機関（以下「高槻新キャンパス」という。）をＣエリアに設置することに関して、下記のとおり基本合意書（以下「合意書」という。）を締結する。

記

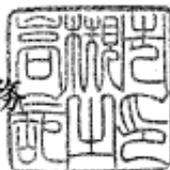
- 1 乙は、高槻新キャンパスに設置する体育施設、生涯学習センター、図書館などの施設を積極的に開放するなど、甲及び高槻市民への地域貢献に十分努める。また、災害時には災害支援に資する機能を果たすため、甲及び高槻市民の利活用に供するものとする。
- 2 甲は、乙の上記１の地域貢献を評価し、土地取得及び施設建設に要する費用を支援する。また、その方法等については、高槻新キャンパスの開校に支障を来たすことのないよう十分配慮し、乙と協議のうえ決定する。
- 3 甲は、所有する用地について、無償貸与等により開校後２０年間、乙に使用させるものとする。但し、期間満了後、特別の事情がない限り自動更新する。
- 4 乙は、高槻新キャンパス設置にかかる調査、設計、その他準備等に要した一切の諸費用及び今後発生する諸費用を負担する。また、甲は、事由の如何を問わずこれを負担しない。
- 5 甲は、以下のことを了承し、全面的に協力するものとする。
 - (1) 乙は、平成２０年１０月までに建物建築工事に着工する。
 - (2) 乙は、平成２２年４月に高槻新キャンパスを開校する。
- 6 甲は、前項の乙のスケジュールが期日内に実行できるよう、高槻新キャンパスに関する支援のための予算案その他必要な議案を平成２０年６月以降の議会に提出する。
- 7 本合意のうち、乙に関する事項については、乙の理事会の決議を経なければ、その効力を生じないこと、甲に関する事項については、甲の議会の承認を経なければ、その効力を生じないことを、甲乙相互に確認する。
- 8 合意書に定める事項の実施について必要なときは、別途協定書を締結する。
なお、合意書に記載されていないことが生じた時は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ、解決するものとする。

この基本合意書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保存する。

平成２０年２月２９日

甲 高槻市桃園町２番１号
高槻市

高槻市長 奥本 務



乙 吹田市山手町３丁目３番３５号
学校法人 関西大学

理事長 森本 靖一郎

